

# 個人番号（マイナンバー）確認の必要書類 チェック表

個人番号（マイナンバー）確認のための必要書類は、下記1～3の通りです。

## 1. 受診者本人による申請

（家族や支援者等が単に書類提出のためだけに窓口を持参する場合を含む）

※家族や支援者等が単に書類提出のためだけに窓口を持参する場合や、郵送による申請の場合は、①②のコピーを提出してください。（ただし、②のウのうち、支給認定申請にあたってご提出いただく書類と重複する場合は、コピーの提出は不要です。）

※確認書類に有効期間が設定されている場合は、申請日時点で有効期間内であるものに限ります。

### 【本人確認書類の例】

○個人番号カードを利用する場合

個人番号カードの裏表コピーで①②とも確認可能です。

○個人番号カード以外による場合

例1：①個人番号通知カード（変更事項がないまたは変更手続き済みのもの）＋②運転免許証

例2：①個人番号の記載のある住民票＋②公的医療保険の被保険者証・市町村民税(非)課税証明書

★例2の場合は、支給認定申請に必要な書類のみで本人確認もできます。

①受診者本人の個人番号が確認できる書類	②受診者本人の身元を確認できる書類 (アからウのうちいずれか)
<input type="checkbox"/> ：以下の書類のうち1つ <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カード（裏面）</li> <li>・個人番号の記載のある住民票</li> <li>・個人番号の記載のある住民票記載事項証明書</li> </ul> <p>※個人番号通知カードについて（R2. 5. 25～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知カードの記載事項（氏名・住所・生年月日・性別・個人番号）の変更を行うべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合</li> <li>・令和2年5月24日までに記載事項に変更があったが、変更手続きが行われており、25日以降は変更を行うべき事由が発生していない場合</li> </ul> <p>以上のいずれかに該当する場合に限り利用可。</p> <p>※「個人番号通知書」は番号確認書類や身元確認書類としては利用できません。</p>	<input type="checkbox"/> ア：個人番号カード（表面） <input type="checkbox"/> イ：以下の書類のうち1つ（顔写真の表示があるもの） <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・パスポート</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・療育手帳</li> <li>・在留カード</li> <li>・特別永住者証明書</li> </ul> 等 <input type="checkbox"/> ウ：以下の書類のうち2つ（顔写真の表示がないもの） <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的医療保険の被保険者証</li> <li>・年金手帳</li> <li>・児童扶養手当証書</li> <li>・特別児童扶養手当証書</li> <li>・源泉徴収票</li> <li>・納税証明書</li> <li>・住民票</li> <li>・市町村民税(非)課税証明書</li> <li>・特定医療費(指定難病)受給者証</li> <li>・小児慢性特定疾病医療受給者証</li> <li>・生活保護受給証明書</li> </ul> 等

## 2. 受診者の保護者による申請（＝受診者が18歳未満の場合）

※受診者が18歳未満の場合は、原則、保護者が申請者となります。

保護者による申請の場合は、下表のうち保護者の①②をご用意ください。

受診者本人の個人番号は、申請者である保護者が確認の上で記載いただければ、受診者本人の番号確認書類は不要です。

※申請者以外の方が単に書類提出のためだけに窓口を持参する場合や郵送による申請の場合は、①②のコピーを提出してください。（ただし、②のウのうち、支給認定申請にあたってご提出いただく書類と重複する場合は、コピーの提出は不要です。）

※確認書類に有効期間が設定されている場合は、申請日時点で有効期間内であるものに限ります。

①保護者の個人番号が確認できる書類	②保護者の身元を確認できる書類 (アからウのうちいずれか)
<p><input type="checkbox"/>：以下の書類のうち<b>1つ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カード（<b>裏面コピー</b>）</li> <li>・個人番号の記載のある住民票</li> <li>・個人番号の記載のある住民票記載事項証明書</li> </ul> <p>※個人番号通知カードについて（R2.5.25～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知カードの記載事項（氏名・住所・生年月日・性別・個人番号）の変更を行うべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合</li> <li>・令和2年5月24日までに記載事項に変更があったが、変更手続きが行われており、25日以降は変更を行うべき事由が発生していない場合</li> </ul> <p>以上のいずれかに該当する場合に限り利用可。</p> <p>※「個人番号通知書」は番号確認書類や身元確認書類としては利用できません。</p>	<p><input type="checkbox"/>ア：個人番号カード（<b>表面コピー</b>）</p>
	<p><input type="checkbox"/>イ：<u>以下の書類のうち<b>1つ</b>（顔写真の表示があるもの）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・パスポート</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・療育手帳</li> <li>・在留カード</li> <li>・特別永住者証明書</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
	<p><input type="checkbox"/>ウ：<u>以下の書類のうち<b>2つ</b>（顔写真の表示がないもの）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的医療保険の被保険者証</li> <li>・年金手帳</li> <li>・児童扶養手当証書</li> <li>・特別児童扶養手当証書</li> <li>・源泉徴収票</li> <li>・納税証明書</li> <li>・住民票</li> <li>・市町村民税(非)課税証明書</li> <li>・特定医療費(指定難病)受給者証</li> <li>・小児慢性特定疾病医療受給者証</li> <li>・生活保護受給証明書</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

### 3. 代理人による申請（保護者を除く）

※窓口を持参される場合は、①のコピーと、②③の原本をお持ちください。

※申請者以外の方が単に書類提出のためだけに窓口を持参する場合や郵送による申請の場合は、②の原本と、①③のコピーを提出してください。（ただし、③のオのうち、支給認定申請にあたってご提出いただく書類と重複する場合は、コピーの提出は不要です。）

※確認書類に有効期間が設定されている場合は、申請日時点で有効期間内であるものに限ります。

※受診者が18歳以上の場合は、原則、受診者本人が申請者となります

事情により受診者の家族が申請する場合は、代理人としての申請となり、受診者本人から委任が必要となります。

なお、申請者が受診者本人でも、書類等の送付先のみ家族に設定することは可能です。

①受診者本人の個人番号を確認できる書類	②代理人の代理権を確認できる書類	③代理人の身元を確認できる書類 (エまたはオのいずれか)
<p>□：以下の書類のうち1つ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カード（裏面コピー）</li> <li>・個人番号の記載のある住民票</li> <li>・個人番号の記載のある住民票記載事項証明書</li> </ul> <p>※個人番号通知カードについて（R2.5.25～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知カードの記載事項（氏名・住所・生年月日・性別・個人番号）の変更を行うべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合</li> <li>・令和2年5月24日までに記載事項に変更があったが、変更手続きが行われており、25日以降は変更を行うべき事由が発生していない場合</li> </ul> <p>以上のいずれかに該当する場合に限り利用可。</p> <p>※「個人番号通知書」は番号確認書類や身元確認書類としては利用できません。</p>	<p>□：以下の書類のうち1つ</p> <p>【法定代理人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍謄本その他の資格を証明する書類</li> </ul> <p>【任意代理人の場合（受診者の家族を含む）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委任状</li> </ul>	<p>□エ：以下の書類のうち1つ（顔写真の表示があるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・パスポート</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・療育手帳</li> <li>・在留カード</li> <li>・特別永住者証明書 等</li> </ul> <p>□オ：以下の書類のうち2つ（顔写真の表示がないもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的医療保険の被保険者証</li> <li>・年金手帳</li> <li>・児童扶養手当証書</li> <li>・特別児童扶養手当証書</li> <li>・源泉徴収票</li> <li>・納税証明書</li> <li>・住民票</li> <li>・市町村民税(非)課税証明書</li> <li>・特定医療費(指定難病)受給者証</li> <li>・小児慢性特定疾病医療受給者証</li> <li>・生活保護受給証明書 等</li> </ul>